平成二十三年東北 地 方太平 -洋沖地 震 等による災害 からの 復 旧 復 興 に資するた め の 玉 会 議 員 の 歳

費 の 月 額 の 減 額 特 例 に 関 す る 法 律 案 衆第七号)(衆議院提 出) 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

、こ の 法 律 は、 平 成二十三年東 北 地 方太平 洋 沖地 震及びこれに伴う津波等に よる災害によって、 多 数 の 人

々 が 犠 牲 に な ı) 多 数 の 被 災者 が 多 大 の 苦 難 を 強 ١J 5 れ 今 な お 不 自 由 な 生活 を 余 儀 な < さ れ て L١ る 現 状 に

鑑 み、 多 < の 国 民 と共 に 被 災 者 の 苦 難 を 分 か ち 合 l١ 被 災 者 の 生 活 の 早 期 の 再 建 被 災 地 域 の 産 業 の 早 期

の 復 興 そ の 他 の 被 災地 域 の 復 旧 復 興 に 資 す ź た め、 玉 会 議 員 の 歳 費、 旅 費 及 び 手当等 に 関 す る 法 律 以 下

 $\neg$ 歳 費 法 という。) 第一 条 の 規 定 に より 受 け る 歳 費 の 月 額 (以下 単 に 歳 費の月 額 ح ۱۱ 、 う。 ) の 減 額

の特例について定めるものとすること。

議 長、 副 議 長及び議 員 の歳費 の 月額は、 歳費法第 一条及び国会法第三十五条の規定にかかわらず、 歳費

得た額とすること。

三、この法律は、 平成二十三年四月一日から施行し、 同年四月分から同年九月分までの歳費の月額について

法

第

条に

規定する額からそれぞれ五十万円を減じて